

特別養護老人ホーム オーク 指定短期入所生活介護事業所  
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 恒仁会が開設する指定短期入所生活介護事業所及び、指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護・要支援状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 特別養護老人ホーム オーク
- 二 所在地 岐阜県各務原市那加前洞新町4丁目22番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 従業者 医師 1名以上（併設特養と兼務）  
生活相談員 1名以上（併設特養と兼務）  
介護職員又は看護職員 6名以上（併設特養と兼務）  
【空床利用時の介護職員又は看護職員】 16名以上  
栄養士 1名以上（併設特養と兼務）  
機能訓練指導員 1名以上（併設特養と兼務）  
調理員その他の従業者 実情に応じた適当数

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 利用定員は17名とする。

空床利用時は特養定員29名の内で受け入れる。

ただし、災害時等においては定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 日常生活の支援（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
  - 一 滞在に要する基準費用額として、2,160円/1日。  
介護保険負担限度額認定者は厚生労働省の定める基準額による。
  - 二 食事の提供に要する基準費用額として、1,480/1日。（朝食300円、昼食650円、夕食530円）別途おやつ代80円/1日。  
介護保険負担限度額認定者は厚生労働省の定める基準額による。
  - 三 理美容代として、2,000円～。
  - 四 教養娯楽費として、1日100円
- 五 その他指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當であると認められるものについては実費負担とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 4 事業者は本条2項で設定した滞在に要する費用並びに食事の提供に要する費用、他の費用の額を改定することがある。費用の改定にあたっては、介護保険制度の改正内容を勘案し改定するものとし、利用者等に説明を行い、同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、各務原市、各務原市から国道156号線までの岐阜市、岐南町、関市の区域とする。

(健康管理)

第9条 医師は併設の特別養護老人ホーム オークの医師（嘱託医）が兼務する。

医師及び看護職員は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行うこととする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、指定短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な処置を講じる。

- 二 事故が発生又は再発する事を防止するため、事故が発生した場合の対応として、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - ・事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。
  - ・事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行うものとする。

(身体拘束の制限)

第13条 従業者は、短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

#### (苦情処理)

- 第14条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置をする。
- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。
  - 3 サービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合には、それに従い必要な改善を行う。

#### (非常災害対策)

- 第15条 事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。
- 一 消火、通報及び避難の訓練（年2回）
  - 二 消防設備、施設等の点検及び整備
  - 三 従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督
  - 四 その他防火管理上必要な業務

#### (個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「オーネク個人情報保護指針」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (記録の整備)

- 第17条 施設、従業者、会計に関する記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存する。

#### (その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
  - 二 継続研修 年2回
  - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
  - 4 サービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日より最低5年間は保存する。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 恒仁会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講じる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(衛生管理等)

第20条 事業所は事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6月に1階以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は感染症や非常災害時の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。  
この規程は、平成24年 4月1日から変更する。  
この規程は、平成25年 2月1日から変更する。  
この規程は、平成25年 4月1日から変更する。  
この規程は、平成27年 4月1日から変更する。  
この規程は、平成27年 5月1日から変更する。  
この規程は、平成27年 8月1日から変更する。  
この規程は、平成27年 8月21日から変更する。  
この規程は、平成27年 9月21日から変更する。  
この規程は、平成27年 11月1日から変更する。  
この規程は、平成28年 1月21日から変更する。  
この規程は、平成28年 4月1日から変更する。  
この規程は、平成29年 6月1日から変更する。  
この規程は、平成29年 8月1日から変更する。  
この規程は、令和1年 5月15日から変更する。  
この規程は、令和1年 6月 1日から変更する。  
この規程は、令和2年 1月 1日から変更する。  
この規程は、令和6年 4月 1日から変更する。  
この規程は、令和6年 8月 1日から変更する。